

申告される方へ

市役所からのお願い

- 税金のことでお問い合わせの際はいつ・誰のどのような収入・収入の金額などを明確にしてください。
- 窓口で直接、質問される方は、収入を証明するもの（源泉徴収票、報酬・一時所得・雑所得の支払調書等）や控除の証明書など、申告に必要な書類もできるだけ持参してください。

税務署からのお願い

税務署では、確定申告書等をご自身で正しく作成・提出していただく自書申告をお願いしております。申告書等の書き方の指導を行う自書作成コーナーなどを設置して、記載方法のアドバイスをしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◇申告と納税は次の期間で◇

- 所得税／2月16日(水)～3月15日(火)
- 贈与税／2月1日(火)～3月15日(火)
- 個人事業者の消費税および地方消費税／1月4日(火)～3月31日(木)

◇お願い◇

- 確定申告書は、郵便でも受け付けております。
- 所得税および消費税の納付は「振替納付」をご利用ください。
- 還付金の受け取りは銀行預金口座振込をご利用ください。
- 税務署にお越しの際は、公共の交通機関をご利用ください。

【札幌北税務署】

〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3番1号  
☎011-707-5111 (代表)

何かご不明な点やご質問がある場合、随時、市役所税務課・税務署でのご相談を受けておりますので、お気軽にお問い合わせください。



●所得税・住民税控除額一覧表

控除の種類	所得税控除額	住民税控除額	
①社会保険料控除	1年間に支払った額		
②生命保険料控除	一般	限度額 5万円	同 3万5千円
	個人年金	限度額 5万円	同 3万5千円
③損害保険料控除	短期十長期限度額	1万5千円	同 1万円
	短期保険料	限度額 3千円	同 2千円
	長期保険料	限度額 1万5千円	同 1万円
④老年者控除	50万円	48万円	
⑤配偶者控除	38万円 (同居特別障害者は73万円)	33万円 (同65万円)	
⑥配偶者特別控除※	最高38万円	同33万円	
⑦扶養控除	一般扶養	38万円 (同居特別障害者は73万円)	33万円 (同56万円)
	特定扶養	63万円 (同居特別障害者は98万円)	45万円 (同68万円)
	老人扶養	48万円 (同居特別障害者は83万円)	38万円 (同61万円)
	(同居老親等)	58万円 (同居特別障害者は93万円)	45万円 (同68万円)
⑧障害者控除	(普通障害)	27万円	(同) 26万円
	(特別障害)	40万円	(同) 30万円
⑨寡婦(夫)控除	(一般寡婦)	27万円	(同) 26万円
	(特別寡婦)	35万円	(同) 30万円
	(寡夫)	27万円	(同) 26万円
⑩勤労学生控除	27万円	26万円	

●申告や住民税の課税に関する問合せ  
税務課 市民税担当 ☎72-3119

✉zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

●住民税・固定資産税・軽自動車税の  
納税相談に関する問合せ

納税課 納税担当 ☎72-3118

✉nouzei@city.ishikari.hokkaido.jp

●国民健康保険の領収書を紛失した場合の発行先  
国民健康保険課 ☎72-3123

✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

●介護保険料の領収書を紛失した場合の発行先  
介護保険課 ☎72-6121

✉kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp

●国民年金保険料の領収書を紛失した場合の発行先  
札幌北社会保険事務所国民年金第二課  
☎011-717-4116

所得税のみの控除として、住宅借入金(取得)等特別控除、政党等寄付金特別控除等があります。そのほか、雑損控除、寄付金控除等もあります。

※配偶者控除を受けた方はこの控除を受けることはできません。

# 税金の制度が変わるって本当？

配偶者特別控除が一部廃止になるなど、制度に変更アリ！

## 所得税・住民税共通の変更点

今年度より配偶者特別控除が一部廃止されました。平成16年中の配偶者の給与収入金額が103万円以下の方の配偶者特別控除が廃止となります。

## 住民税のみの変更点

平成17年度から住民税の均等割の制度が一部変更になります。例えば、平成16年度まで夫が住民税の均等割を納めていた妻は、収入が多い場合も均等割は課税さ

れていませんでしたが、平成17年度から妻の所得金額が一定以上(例えば石狩市では給与収入で93万円)を超えると均等割が課税(平成17年度は2分の1で課税、平成18年度からは全額)されます。  
なお、道民税についても市民税とともに市役所で課税計算をし、徴収しますので、別に道民税の申告をする必要はありません。

## 配偶者特別控除の一部廃止について

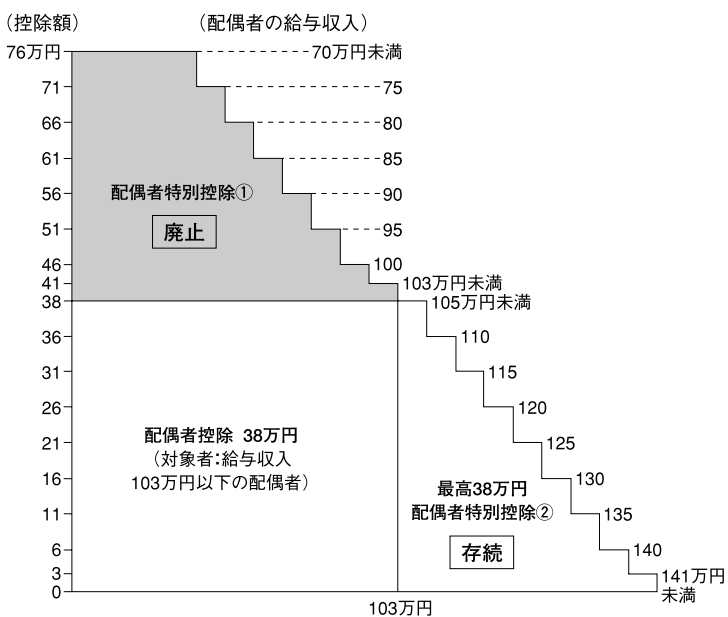
～夫に所得があり、妻がパートで働く場合～

[例] 妻の給与収入が80万円の場合、昨年度まで夫は所得税の控除額で配偶者控除(38万円)と配偶者特別控除(23万円)の2つの控除を受けることができました。

しかし、今年度から配偶者特別控除が廃止されたため、夫が受けられる所得税の控除額は配偶者控除(38万円)のみになります。

つまり、今年度から配偶者控除と配偶者特別控除は一緒に受けることができなくなりました。なお、給与収入で103万円を超え141万円以下である場合の配偶者特別控除は昨年度と変更ありません(ただし、合計所得が1,000万円を超える方は、配偶者特別控除を受けることができません)。

### ●配偶者控除・配偶者特別控除のイメージ図 (配偶者が給与所得者の場合)



## 豆知識 ④

### 均等割と所得割

住民税は所得税と違い、均等割と所得割から成り立っています。所得割とは、その方の所得に応じ税金が決まる所得税と同じ、累進課税となります。一方、均等割とは、一定の所得がある方はその所得金額に関係なく、均等な額(市民税3,000円、道民税1,000円の計4,000円)を納めていただく税金です。

